監査公表第２号

　地方自治法第１９９条第１４項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和７年５月１３日

新城市監査委員　夏 目 道 弘
新城市監査委員　中 西 宏 彰
（ 公 印 省 略 ）

監査種別
財政援助団体等監査（財政援助団体監査）

監査結果の措置対象
財政援助団体　　公益社団法人新城市シルバー人材センター
所管部課　　　　健康福祉部高齢者支援課

監査結果報告年月日
令和７年１月２４日

監査結果に対する措置通知年月日
令和７年４月３０日

講じた措置等の内容
【公益社団法人シルバー人材センター】
《意見１》
　昨年度のインボイス制度の導入に続いて、今年度はフリーランス・事業者間取引適正化等法が施行され、シルバー人材センターの経営への影響が懸念される。他市のシルバー人材センターとの連携を密にして、しっかりとした見通しを立てて、第４次中期計画の見直しを行っていただきたい。

《意見２》
　会員確保策として、シルバーポイント制度をうまく利用されるなど創意工夫が見られ、市の新生児祝品のプレゼンターや女性委員会の設置など、女性会員が活動する場の創設にも試行錯誤されながら熱心に取り組まれている。今後も引き続き力を入れて取り組んでいただきたい。

《検討状況》
　《意見１》及び《意見２》については関連する内容もあることから一括して報告させていただきます。
　当センターの第４次中期計画には、計画期間の中間年度である令和７年度での計画見直しが明記されていることから、令和７年度事業計画の重要項目として位置づけて

いきます。
　さらに、令和７年３月１１日付けで全国シルバー人材センター事業協会（以下「全シ協」という。）から令和７年度から令和１２年度までの６年間において会員純増１０万人超を目指す「新たな仲間づくり計画」が策定されました。
　当センターには、令和１２年度の会員純増を７６人の目標が示されました。当センターの令和５年度までの６年間の会員の純増は、４人です。
　このことから、他の先進センターを視察するとともに、「魅力にあふれた新城市シルバー人材センター」を構築するべく、これまでの会員確保策にとどまらず、新たな取組を計画的かつ着実に実行します。さらに、会員・役員・事務局の相互の情報共有を強化し、会員増に向けて取り組んでいきます

《意見３》
　新城援農隊や農業同好会は、農家の人手不足の支援やシルバー人材センターの新たな事業展開につながる良い取り組みであり、ほかにもいろいろなアイデアが業務に生かされている。今後も、シルバー人材センターの機動力を生かして、様々なことに取り組んでいただきたい。

《検討状況》
　新城市シルバー人材センターでは会員の高年齢化が進んでいます。このことから、屋外作業環境の改善、身体への作業負荷の軽減を図ることを求められています。そこで高齢者の年齢や季節的制約を緩和するため、「全シ協の会員就業支援事業」への企画提案応募を行い、ラジコン草刈機、アシストスーツ、深部体温上昇抑制などの就業支援機器を活用します。
　このことにより、これまで受注を断念していた高齢会員の夏場の屋外作業が安全に就業することができる可能性が広がります。また、発注者（お客様）の意向に寄り添った就業が可能となる場合が増加します。「お客様から頼りにされ、信頼されるシルバー人材センター」につながる取組として事業展開を検討しています。

【健康福祉部高齢者支援課】
　特になし。